

宇宙飛行士訓練計画延長のための公文の交換について

平成11年12月15日
科学技術庁

1. 概要

「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府と合衆国政府との間の協定」付属書に掲載されている宇宙開発事業団（NASDA）と米国航空宇宙局（NASA）間の共同活動である宇宙飛行士（MS）訓練計画（別紙）について、同計画を1年間延長するため、12月10日、閣議を経て現行公文延長のための公文が日本国政府と合衆国政府の間で交換された。また、同日、現行実施取決め延長のための取決めが、NASDAとNASAの間で締結された。

2. 経緯等

同協定による損害賠償請求権の相互放棄は、同協定付属書に掲載された共同活動につき適用されることとなっている。本計画については、平成6年12月に付属書掲載のための公文が交換され、NASDAとNASAとの間で締結される実施取決めにしたがって協力が実施してきた。

同公文及び実施取決めの有効期間は、本年12月11日までとなっていたところ、本年11月、本計画を引き続いて実施することとし、現行実施取決めを延長することにつき、NASDAとNASAとの間で合意が成立した。さらに本年12月、本計画に同協定を適用することとし、現行公文を延長することにつき、外務省と国務省の間で合意が成立した。

3. 必要性

本計画のもとで、これまで、NASDAの宇宙飛行士4名（毛利、土井、若田、野口）がNASAのMS訓練に参加した。若田宇宙飛行士は平成8年にSTS-72で、土井宇宙飛行士は平成9年にSTS-87でスペースシャトルに搭乗した。

今後のNASDAによる有人宇宙活動の継続のためには、引き続き本計画を実施することが妥当であると判断される。

なお、平成12年1月には、本計画のもとで毛利宇宙飛行士がMSとしてスペースシャトルに搭乗する予定である。

宇宙飛行士（MS）訓練計画について

1. 概要

(1) 目的

宇宙開発事業団（NASDA）は、米国航空宇宙局（NASA）の協力を得て、NASA のミッション・スペシャリスト（MS）訓練プログラムに日本人宇宙飛行士を派遣し、NASA からスペースシャトルの搭乗に必要な訓練（シャトル搭乗も含まれる）の提供を受け、有人宇宙技術の効率的な修得を行う。

(2) 役割分担

NASDA : MS 訓練にかかる費用の負担を行う。

NASA : MS 訓練の提供、飛行割当の決定を行う。

2. 必要性及び意義

本計画は、日本人宇宙飛行士の養成計画の一環として、独自の有人宇宙機を持たない我が国が、有人宇宙活動に対する豊富な実績を有する NASA の協力を得て、NASA の MS 訓練に日本人宇宙飛行士を派遣し、NASA からスペースシャトルの搭乗に必要な訓練（シャトル搭乗も含まれる）の提供を受け、有人宇宙技術の効率的な修得を行うものである。

3. 協力活動に関する取決め

本計画については、日米C／W協定が適用される活動と位置付けられ、日米両国政府間で公文が交換されている。本計画は、実施機関間（NASDA 及び NASA）で締結された実施取決めに従って実施されている。